

令和5年度 監査等実施方針及び監査計画

夕張市監査基準第13条の規定に基づき、令和5年度の監査等の実施方針及び監査計画を次のとおり策定する。

I 実施方針

令和4年度、事務事業実施分について、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮しながらの事業実施であったが、新型コロナ対応の国の非課税世帯に対する国の交付金及び児童手当の拡充なども國の方針のもと実施された。

引き続き、再生振替特例債償還等の固定費や市立診療所の改築工事、模擬坑道の再生に係わる経費等、大規模な予算執行と厳しい財政状況が続くことから、引き続き歳入の確保、歳出の削減努力に向けた取組が必要と考える。

このような状況の中、内外の諸状況を勘案し、令和4年度事業分の監査、検査及び審査について、夕張市監査基準に従い、下記のとおり実施する。

- 1、事業実施、予算執行が法令等に則して適正に実施されているかという合規性の観点から実施する。
- 2、手続上、書類の作成において不備や錯誤がないか、正確性の観点から実施する。
- 3、所期の目的を達成しているかという有効性、経費に見合う成果をあげているかという効率性の観点から実施する。

II 年間計画

監査等の種類及び対象は、次のⅢ監査計画によるものとし、実施予定期を別紙「令和5年度 監査年間計画表」とおりとする。

III 監査計画

令和4年度に実施予定の監査等の種類及び対象は次のとおりとする。

1、財務監査(地方自治法第199条第1項)

① 定期監査(地方自治法第199条第4項)

財務に関する事務の執行について、法令等の定めるところに従い、適正で有効かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施する。

② 行政監査(地方自治法第199条第2項)

監査委員が必要と認めるときに行政事務全般について、隨時実施する。この場合、各部局等に共通するテーマを選定して監査を実施する。

2、財政援助団体等に対する監査(地方自治法第199条第7項)

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えていたる団体等に係る出納その他の事務の執行が、補助等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、団体に対する指導監督は適切に行われているかを主眼として監査を実施する。

(注)令和3年度より、年度事に抽出した団体に限り監査を実施する。

3、例月現金出納検査(地方自治法第235条の2第1項)

①現金の出納状況

会計管理者・水道事業管理者の現金出納について、毎月の計数を関係諸帳簿と照合確認するとともに現金の保管状況を検査する。

②基金の運用状況審査

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を確認する。

2、決算審査（地方自治法第233条第2項又は地方公営企業法第30条第2項）

一般会計・特別会計及び公営企業会計を対象に、令和3年度の決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

3、健全化判断比率審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項)

健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担率)について、比率の算定基礎となる事項を記載した書類について審査する。

4、資金不足比率審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項)

公営企業会計決算に係る資金不足及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査する。

7、支出伝票の審査(毎月実施)

支出伝票について、財務規則等に基づき適正に事務処理されているかを確認する。

8、その他の監査

住民監査請求、市長の要求に基づく監査、議会の請求に基づく監査等又は監査委員が必要のあると認めるときは、その都度判断し対応する。

IV実施予定期

監査等の対象別実施予定期については、別紙「令和5年度 監査年間計画表」のとおりとする。

V監査等の実施体制

監査委員2人が担当し、職員2人が補助する。

VIその他必要と認める事項

- 1、実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直すものとする。
- 2、監査等の結果については、法令に基づき、市長・議会等に報告する。また、公表は告示をもって行う。